

島根原子力発電所における文書、記録等の誤廃棄事象の発生状況について

1. はじめに

平成26年9月18日付け原規技発第1409181号「実用発電用原子炉に係る特定重大事故等対処施設に関する審査ガイドにおける航空機等の特性等の制定について」（以下「特重非公開ガイド」という。）の6部のうち、島根原子力発電所において利用管理していた1部（中国電力05）を、平成27年4月23日に、誤ってシュレッダー廃棄した件を踏まえて、島根原子力発電所において、過去10年の間に発生した、文書、記録等の誤廃棄事象を以下に示す。

2. 文書、記録等の誤廃棄事象

島根原子力発電所において、過去10年の間に発生した、文書、記録等の誤廃棄事象は以下の3件であり、事象概要を添付資料（1）に示す。

【文書、記録等の誤廃棄事象】

- 原子力部門力量認定票の誤廃棄（平成30年6月28日）
- 線量当量率測定記録等の誤廃棄（令和元年5月16日）
- 事業所内放射性物質等輸送票（サイトバンカ輸送用）の誤廃棄（令和元年6月17日）

3. 添付資料

- （1）文書、記録等の誤廃棄事象の概要

以 上

文書、記録等の誤廃棄事象の概要

発生日	件名	概要	原因	再発防止対策
平成 30 年 6 月 28 日	原子力部門力量 認定票の誤廃棄	原子力部門力量管理において、転入者の前段階の力量認定票（業務に対する要員の力量に関する記録）を誤って廃棄したことを確認した。	○力量認定票の保管期間が管理できざる仕組み、保管期間を業務ラインで確認する仕組みがなかった。 ○力量認定票の保存期間の記載が取り違えやすい表現となっていた。	○担当内要員全員の力量認定状況を管理する帳票である「技術部（移転防護）力量認定状況一覧表」を見直し、力量認定票の保管期間を記載する欄を設けるとともに、力量認定票を廃棄する際は、本管理表を該当する力量認定票に附して課長まで上覧することとし、誤認識等があった場合でも誤廃棄を防止可能な体制とした。
令和元年 5 月 16 日	線量当量率測定 記録等の誤廃棄	「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第 67 条（記録）並びに「高根原子力発電所原子炉施設保安規定」第 119 条及び第 189 条（記録）において、10 年間保存しておくべき記録のうち、「原子炉本体（法第四十三条の三の三十四第四項の認可を受けた場合を除く。）、使用済燃料の貯蔵施設（同項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときを除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物における放射線に係る一週間の線量当量、空気中の放射性物質の一週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度」の記録について、平成 24 年度分の記録が廃棄されていることを確認した。 〔廃棄された記録〕 ○線量当量率測定記録（平成 24 年度分） ○表面汚染密度測定記録（平成 24 年度分） ○空気中の放射性物質濃度測定記録（平成 24 年度分） ○線量当量測定記録（平成 24 年度分）	○担当者は、当該記録を集中化文書とすることを理解していなかった。 ○「文書・記録保管手順書」（文書および品質記録の保管に係る社内規定）について、文書の集中化に係る手順が読みとりにくい構成だった。 ○文書をシステムに登録する際、登録者一人だけで登録できる仕組みだった。 ○担当者は、セルフチェックを実施していなかった。 ○品質記録をシステム登録する際、名称記載ルールがなかった。 ○担当者所属所の業務ラインは、「保存文書目録」（保存文書の一覧表）等を確認した際、保管期間までを確認しなかった。 ○文書管理箇所は、当該記録の受入れの際、保管期間や集中化文書の登録内容を確認することになっていなかった。 ○担当者所属所の業務ラインは、文書管理システムに登録されたデータより作成された「廃棄予定文書目録」（廃棄予定文書の一覧表）に誤りがあるとは思わなかった。 ○「廃棄予定文書目録」の様式に「保管期間」を表示する項目がなかった。 ○廃棄予定文書を現物で確認していなかった。 ○文書管理箇所および文書管理業務委託先は、「廃棄予定文書目録」の内容を確認することになっていなかった。	○担当者所属箇所に於いて、本事象および「文書・記録保管手順書」の内容について教育を実施した。 ○品質記録をシステムに登録する際、業務ラインで確認するよう「文書・記録保管手順書」を見直した。 ○品質記録をシステムに登録する際の名称記載ルールを「品質記録管理手順書」に追加した。 ○「文書・記録保管手順書」において、文書の集中化に係る手順が読み取りやすくなるよう構成を見直した。 ○「文書・記録保管手順書」において、文書管理箇所および文書管理業務委託先が確認する範囲を明確にした。 ○品質記録の廃棄にあたっては、事前に現物確認を行うことを「文書・記録保管手順書」に追加した。 ○システムに登録された保管期間に誤りがあった場合、適正なものに見直した。 ○システムに登録された品質記録名称を適正なものに見直した。 ○「廃棄予定文書目録」に文書の「保管期間」を表示させるようシステムを変更した。
令和元年 6 月 17 日	業所内放射性物 質等輸送票（サイ トバンカ輸送用） の誤廃棄	手順書に基づき自主的に次回のキャスクの構内輸送作業実施まで保管しておく記録のうち、平成 23 年度に実施したキャスクの構内輸送に係る「事業所内放射性物質等輸送票（サイトバンカ輸送用）」が平成 30 年度に廃棄されていることを確認した。 当該記録は、手順書上、参考として保管するよう記載されているものであり、運用上影響を与えるものではなく、かつ、保安規定上の保管期間の「5 年」は満足していることを確認した。	○手順書の保管期間に関する記載内容を理解していなかった。 ○保管期間（次回輸送時まで）が手順書にのみに記載されており、様式には記載がなかった。	○手順書の記載内容に関する教育を実施した。 ○「次回輸送時まで保管」については、法令上の要求はなく、次回輸送時の参考程度に記載していたものと推定されることから、必要性はないと評価し、当該保管期間（次回輸送時まで）の記載を削除した。